

船舶インシデント調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年12月28日 09時27分ごろ
発生場所	福岡県糸島市烏帽子島西方沖 烏帽子島灯台から真方位272° 3.3海里付近 （概位 北緯33° 41.5′ 東経129° 55.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートStardast IIは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年1月30日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート Stardast II、5トン未満（長さ7.07m） 290-44833福岡、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力103kW、回転数毎分3,200、4気筒、ボア100mm、使用燃料軽油、機関製造年月不詳、平成6年11月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、約20ノットの対地速力で航行中、冷却清水の高温警報（以下「本件警報」という。）が鳴り出した。</p> <p>船長は、本件警報を聞き、船尾にある冷却海水排出口から冷却海水が排出されていないことを確認したものの、目的の釣り場まで約50mであったので、釣り場に到着してから主機を停止させようと思い、同じ速力で航行していたところ、主機が停止した。</p> <p>船長は、すぐに機関室を確認したところ、主機が過熱していることを認め、運航不能と判断し、知人が118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航され、佐賀県唐津市名護屋漁港に入港した。</p> <p>機関整備業者は、本インシデント後、冷却海水ポンプを解放したところ、同ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）の羽根が経年劣化により破損しており、冷却海水の水量が減少した状態となり、冷却清水が高温になって主機が過熱したと判断した。</p> <p>船長は、本インシデントの発航前に冷却海水が正常に排出されていることを確認したが、本件インペラの点検は行っていなかった。</p>

	<p>船長は、インペラの交換時期を知らず、本船を平成6年12月に購入して以降、インペラの交換を機関整備業者に任せていたが、同整備業者が保管している3年分の整備記録には本件インペラを交換した記録がなく、本インシデント前のインペラの交換時期は不明であった。</p> <p>主機の取扱説明書には、インペラの交換時期及び冷却海水の排出状況について、次の旨の記載がある。</p> <p>(1) インペラの交換は、1年ごと又は運転時間2,500時間ごとに行うこと。</p> <p>(2) 運転中に海水の出口パイプから水が出ているか、時々確かめ、高速運転中、海水が断続的に出たり、水量が少なかったりする場合にはすぐにエンジンを停止すること。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、3年以上本件インペラが交換されていない中、航行中、本件インペラが経年劣化により破損したことから、冷却海水の水量が減少し、主機の冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、インペラの交換時期を知らなかったことから、交換時期を過ぎた状態で本件インペラを使用し続けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、3年以上本件インペラが交換されていない中、航行中、本件インペラが経年劣化により破損したため、冷却海水の水量が減少し、主機の冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、取扱説明書に従い、定期的に冷却海水ポンプのインペラの交換を行うこと。 ・ 船長は、航行中に警報音が鳴り主機等に異常を認めた場合は、少しの距離でも大丈夫と思わず、速やかに主機を停止させること。